



ARIB STD-T67

特定小電力無線局
400MHz帯及び1,200MHz帯
テレメータ用、テレコントロール用
及びデータ伝送用無線設備

400 MHz-BAND AND 1,200 MHz-BAND TELEMETER, TELECONTROL
AND DATA TRANSMISSION RADIO EQUIPMENT
FOR SPECIFIED LOW-POWER RADIO STATION

標 準 規 格

ARIB STANDARD

ARIB STD-T67 2.0版

2000年 7月25日	策 定
2005年11月30日	1. 1改定
2007年 5月29日	1. 2改定
2007年 9月26日	1. 3改定
2019年 7月30日	2. 0改定

一般社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses

ま え が き

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送事業者及び利用者等の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備に標準的な仕様等の基本的な要件を「標準規格」として策定している。

標準規格は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備の適正品質、互換性の確保等、無線機器製造者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準をとりまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、「データ伝送システム(RCR STD-2)」、「テレメータ/テレコントロールシステム(RCR STD-4)」、「特定小電力無線局テレメータ用及びテレコントロール用無線設備(RCR STD-16)」、「特定小電力無線局 400 MHz 帯データ伝送用無線設備(RCR STD-17)」、「特定小電力無線局 1,200 MHz 帯データ伝送用無線設備(RCR STD-18)」の標準規格を統合化した「特定小電力無線局 400 MHz 帯及び 1,200 MHz 帯テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用無線設備」について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、放送事業者、試験機関、利用者等の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、試験機関、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

注意：

本標準規格では、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表 1 及び別表 2 に掲げる権利は、別表 1 及び別表 2 に掲げる者の保有するところのものであるが、本標準規格を使用する者に対し、別表 1 の場合には一切の権利主張をせず、無条件で当該別表 1 に掲げる権利の実施を許諾し、別表 2 の場合には適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表 2 に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りではない。」旨表明している。

別表 1
(なし)

(第一号選択)

別表 2
(なし)

(第二号選択)

目 次

まえがき

第1章 一般事項	1
1.1 概要	1
1.2 適用範囲	1
1.3 準拠文書	1
第2章 標準システム	2
2.1 標準システムの構成	2
2.2 標準システムの運用形態	3
(1) 基本型 1:1	3
(2) 基本型 1:N	3
(3) 基本型 M:N	3
(4) エリア拡大型 1:1 及び 1:N	3
(5) エリア拡大型 M:N	3
第3章 無線設備の技術的条件	4
3.1 一般条件	4
(1) 通信方式	4
(2) 通信の内容	4
(3) 電波型式	4
(4) 使用周波数	4
(5) 周波数切替方式	15
(6) 使用環境条件	15
3.2 送信装置	15
(1) 空中線電力	15
(2) 空中線電力の許容偏差	16
(3) 発振方式	16
(4) 周波数の許容偏差	16
(5) 変調方式	16
(6) 周波数偏位	16
(7) 変調速度	17
(8) 符号形式	17
(9) 隣接チャネル漏えい電力	17

(10) 占有周波数帯幅の許容値	17
(11) スプリアス発射の強度の許容値	19
(12) 送信立ち上がり及び立ち下がり時間	19
3.3 受信装置	19
(1) 符号基準感度	19
(2) 実効選択度におけるスプリアス・レスポンス	19
(3) 実効選択度における隣接チャンネル選択度	19
(4) 局部発振器の周波数変動	20
(5) 副次的に発する電波等の限度	20
3.4 制御装置	20
(1) 混信防止機能	20
(2) 通信相手の識別	21
(3) 送信時間制限装置	21
(4) キャリアセンス	22
(5) 回線接続手順例	23
3.5 空中線	28
(1) 空中線の構造	28
(2) 空中線の利得	28
(3) 空中線の使用区分	28
3.6 その他	28
(1) 筐体	28
(2) 技術基準適合証明に係る表示	28
(3) 附属装置とのインタフェース	29
(4) 安全性・信頼性	29
第4章 電気通信回線設備との接続	30
(1) 識別符号	30
(2) 電気通信回線設備とのインタフェース条件	30
(3) 通信路の設定	30
(4) 筐体	30
(5) 端末機器の技術基準適合認定に係る表示	30
第5章 測定法	31
参考資料 1 特定無線設備の技術基準適合証明に係る試験項目	33
参考資料 2 1,200MHz 帯を利用する場合の注意事項	34

第1章 一般事項

1.1 概要

本標準規格は、電波法施行規則第 6 条に規定される特定小電力無線局のうち、電波を利用して遠隔地点における測定器の測定結果を自動的に表示し、又は記録するためのテレメータ用、電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送を行うテレコントロール用及び主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝送交換を行うデータ伝送用無線設備であって、400 MHz 帯及び 1,200MHz 帯の電波を使用する無線設備について規定したものである。

1.2 適用範囲

テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用無線局は、図 1.1 に示す無線設備及び附属装置（電気通信回線設備を介して接続されるものを含む。）により構成される。

本標準規格は、当該無線設備について規定したものである。

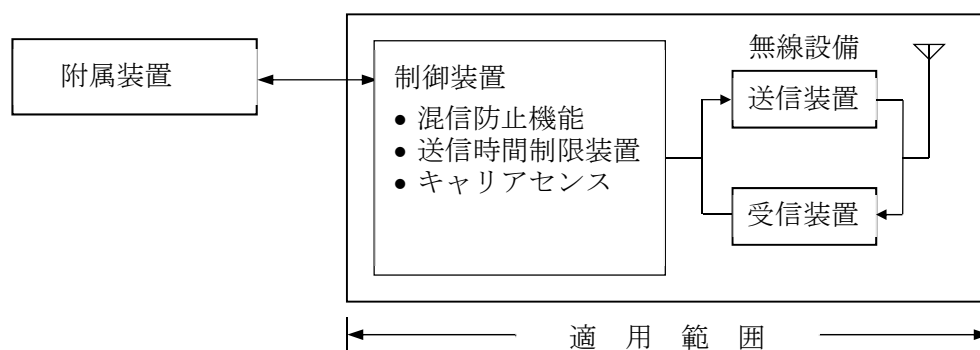


図 1.1 テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用無線局の構成

1.3 準拠文書

本標準規格において、「施行」とは電波法施行規則を、「設備」とは無線設備規則を、「技適」とは特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則を、「端末」とは端末設備等規則を、「端末技適」とは端末機器の技術基準適合認定等に関する規則を、「告示」とは平成 12 年以前は郵政省告示をいい、平成 13 年以降は総務省告示をいう。